



地域共生社会のさらなる展開に向けて

「地域共生社会の在り方検討会議」は2025（令和7）年5月28日に中間とりまとめを公表しました。このなかでは、身寄りのない高齢者等を地域で支える体制のあり方、成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化、地域共生社会の担い手としての社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の役割や経営の協働化・大規模化等のあり方等について述べており、なかでも日常的な金銭管理等の生活支援や円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを第二種社会福祉事業として法に位置づけることを提言しています。内容をみながら、よりよい支援について考えます。

地域の新たな支えあいの基盤づくりを

少子高齢化が急激に進み、これまで地域における支えあいの基盤となっていた地縁・血縁・社縁といったつながりが弱くなるなか、地域共生社会^{*1}の理念・概念が提唱され、国において本格的な取り組みが開始されてから約10年が経過している。この間、地域共生社会の実現に向け、2017（平成29）年の社会福祉法改正により、全市町村に対して包括的な支援体制の整備が努力義務化されるとともに、2020（令和2）年の同法改正では、重層的支援体制整備事業を創設するなどの取り組みが行われてきた。

こうした制度改正等も踏まえ、市町村においては多様な取り組みが展開され、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現に向けた実践が、各地で広がってきている。すでに一部の地域においては、地域性を活かした自治体独自の取り組みがみられるほか、福祉分野における連携・協働を図り、これまで制度の狭間に置かれ支援が行き届いていなかった事案への対応を進めていこうとする流れが生まれてきている。

一方、こうした流れは一部の先駆的な地域における取り組みに限られ、全国にあまねく広がっているわけではない。また、この間の制度改正を受けて、包括相談体制の構築を強化する流れができつつあるが、多くの地域では、包括的な支援体制をどのように整備すべきか戸惑いもみられ、明確な展望が切り開

かれていたとは言い難い状況となっている。

こうしたなか、2020（令和2）年の改正法附則における施行後5年の検討規程や、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（2023（令和5）年12月22日閣議決定）等も踏まえ、厚生労働省では2024（令和6）年6月から「地域共生社会の在り方検討会議」で、(1)地域共生社会のさらなる展開に向けた対応、(2)身寄りのない高齢者等への対応、(3)成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性、(4)社会福祉法人・社会福祉連携推進法人のあり方、(5)社会福祉における災害への対応、等について議論を行ってきた。その結果、2025（令和7）年5月28日に中間とりまとめが公表された。

日常生活自立支援事業を拡充・発展させ 第二種社会福祉事業に

中間とりまとめの主な内容を見ると、(1)の地域共生社会のさらなる展開に向けた対応では、①地域共生社会の理念・概念の性格、行政責務、②福祉サービス提供等における「意思決定支援」への配慮、③福祉以外の分野との連携・協働について記載している。なかでも、②については、社会福祉法では福祉サービスの基本的な理念や提供の原則が規定されているものの、意思決定支援への配慮の必要性が明記されていないため、「法令上の規定の整備の検討を進めるべき」としている。さらに、包括的な支援体制の整備・重層的

* 1…制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

支援体制整備事業の今後のあり方として、市町村、過疎地域等、都道府県における包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備の質の向上等に向けた取り組みを求めている。

(2)の身寄りのない高齢者等への対応については、現状、頼れる身内がないことにより抱える生活上の課題に関する相談対応を受け止める窓口が明確でなく、こうした相談対応を受け止める機能が必要とされている一方、すでに各領域（介護、障害、生活困窮等）で支援体制の枠組みがあることを踏まえ、新たな相談窓口の設置という方法ではなく、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関、介護保険法に基づく地域包括支援センターなど、既存の支援体制の枠組みで相談を受け止めることとしている。その際、相談支援等に適切に対応できるような人的配置を含めた体制の確保に努めるべき、とも指摘している。

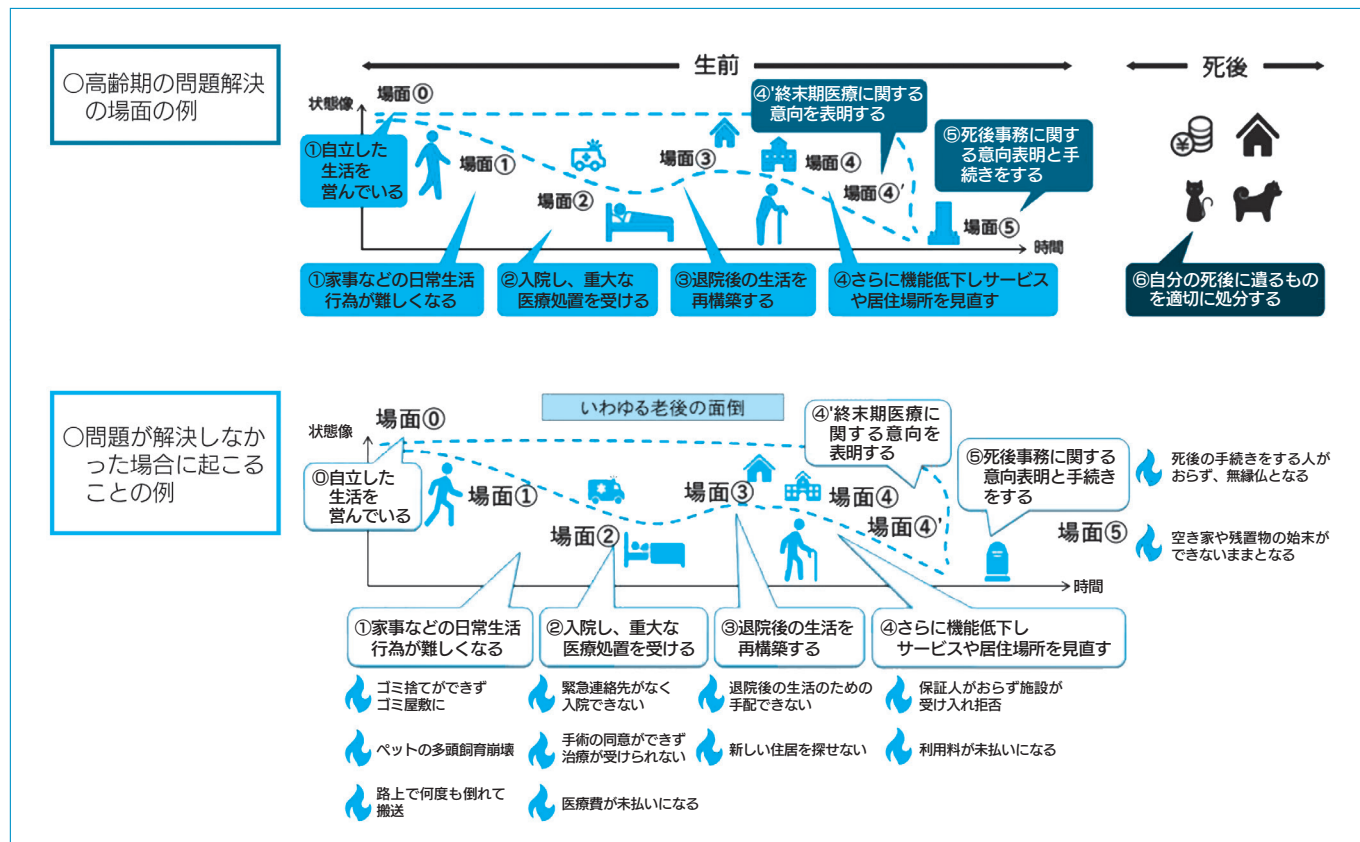
頼れる身寄りがいないことにより抱える生活上の課題（図1参照）への具体的な対応と



して、いわゆる「高齢者等終身サポート事業」は対応策の一つであるが、費用が高額になることもあり、一定程度の収入・資産がなければ利用が困難等の課題があるため、資力が十分でない人も利用できる事業が求められている。また、そうした事業は、資力の有無にかかわらず利用できるようにするべき、との指摘もある。

さらに、「高齢者等終身サポート事業」（4頁図2）を行う事業者は、事業開始後10年に満たない事業者が約8割、従業員数20人以下の事業者がほとんど（従業員数5人以下が6

図1 身寄りのない高齢者の生活上の多様なニーズ・諸課題等の事例



地域共生社会の在り方検討会議（第5回）資料1より



保育所と児童発達支援センター併設による インクルーシブ保育の実践

— 東京都東大和市・社会福祉法人どろんこ会 東大和どろんこ保育園 —

福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された東京都東大和市にある「東大和どろんこ保育園」を取りあげます。同施設は、東京都で初の認可保育所と児童発達支援センターの併設施設で、「真に壁のないインクルーシブな施設」として注目されています。施設概要や実践する保育の取り組みについて取材しました。

こともたちが自分で考え、
行動する思考を育む

社会福祉法人どろんこ会（法人本部・東京都渋谷区）は、「にんげん力。育てます。」という法人理念のもと、「にんげん力」を身につけるために必要な遊び、野外体験を通して、こともたちが自分で考え、行動する思考を育むことを大切にしたい保育を実践している。

法人の沿革としては、平成10年に埼玉県朝霞市で家庭保育室「メリー★ポピンズ」を開所し、こどもの人格形成に必要な自然体験や地域交流を盛り込んだ保育を開始したことに始まる。

平成19年の社会福祉法人設立後は、認可保育所・認定こども園など

の保育事業を中心とし、児童発達支援センターや児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、障害児相談支援事業所、学童保育、病後児保育、就労継続支援B型事業所、地域子育て支援センターなど、の多様な子育てサービスを運営している。

現在は、社会福祉法人とともに、4つの株式会社で構成する「どろんこ会グループ」を形成し、首都圏を中心に全国で180カ所を超える施設・事業所を展開している。

同法人が実践する保育は、子育て目標に「センス・オブ・ワンダー」と「人対人コミュニケーション」を掲げ、自然体験や地域交流の機会を提供しているのが特色。さまざまな自然体験ができる環境づく

施設の概要

社会福祉法人 東大和どろんこ保育園

〒207-0021
東京都東大和市立野3丁目1255番地3
TEL 042-569-8376
URL <https://www.doronko.jp/facilities/tsumugi-higashiyamato/>



開設：令和6年4月
理事長：安永 愛香
施設長：宮澤 叙栄
定員：80人

併設施設：子ども発達支援センターつむぎ 東大和（1日定員30人）、相談支援つむぎ 東大和、地域子育て支援カフェちきんえつぐ

法人施設：認可保育所、認定こども園、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、障害児相談支援事業所、学童保育、病後児保育、就労継続支援B型事業所、地域子育て支援センター 等

どろんこ会グループ：(株)ゴーエースト、(株)Doronko Agri、(株)日本福祉総合研究所、(株)南魚沼生産組合

りとして、運営する保育所の多くで園庭に畑や田んぼをつくり、畑仕事や田植え、稲刈りなどの労働体験に力を入れるとともに、こどもたちがヤギや鶏の飼育を行い、たい肥をつくって畑で使用することにより、命の尊さや食の循環を学ぶことに取り組んでいる。

また、園外ですれ違ったすべての人と挨拶を交わすことを園の約束とし、地域の公園に向いて地域の親子と交流する青空保育や商



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

続きは、

月刊誌

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・8,988円（税、発送料込）

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949